安田事件の提起した問題弁護士の法的助言と刑事責任

村岡啓一弁護士

はじめに

所に起訴した(以下、この事件を「安田事件」という)。強制執行妨害罪に問擬し、勾留のまま東京地方裁判はもちろんのこと、彼を知らぬ者をも含め弁護士をはもちろんのこと、彼を知らぬ者をも含め弁護士をはもちろんのこと、彼を知らぬ者をも含め弁護士をはもちろんのこと、彼を知らぬ者をも含め弁護士を体に少なからぬ衝撃を与えた。同年一二月二五日、東体に少なからぬ衝撃を与えた。同年一二月二五日、東はもちろんのこと、彼を知らぬ者をも含め弁護人を務める安井護人をはじめ著名な刑事事件の弁護人を務める安井護人をはじめ著名な刑事事件の弁護人を務める安井護人をはいる。

ずれ一○○○人を突破するものと予想される。ずれ一○○○人を突破するものと予想される。いれたが、同日現在、弁護人に就任した者は七六七人を数えた。バーの内側の弁護人席に着席できた者はできた。バーの内側の弁護人席に着席できた者はできた。バーの内側の弁護人席に着席できた者はできたが、これが現在の法廷の物理的で変能力の限界であった。安田事件の弁護人の数はを数えた。バーの内側の弁護人席に着席できた者は、東京地の名が、同日現在、弁護人のと予想される。

ほどまでの支援が寄せられるのか? なぜ、一弁護士が被告人となった刑事事件にこれ

できてからい。 はをよく知る者は、安田弁護士自身が意見陳述で して弁護人を買って出たというべきであろう。 して弁護大の問題として理解したことの当然の反応と がらであり、安田事件は冤罪であると確信している がらであり、安田事件は冤罪であると確信している がらである。しかし、支援者の多くは必ずしも安田 ないらである。となことはありえないと素直に了解でき ないらである。とならであると確信している がら、冤罪を納得してこの事件の弁護人を引き受け たとはいえない。むしろ、安田争件の提起している問 たとはいえない。むしろ、安田争件の提起している問 をはいえない。むしろ、安田弁護士自身が意見陳述で して弁護人を買って出たというべきであろう。

では、安田事件の提起している問題とはいったいでは、安田事件の提起している問題のかぞ、本稿では、安田事件が提起した数多くの問題点のうち、最も根幹にある問題の所在を明らの問題点のうち、最も根幹にある問題の所在を明らの問題点のうち、最も根幹にある問題の所在を明らいに、安田事件の提起している問題とはいったいでは、安田事件の提起している問題とはいったい

(安田事件の事実認定上の争点は、安田弁護士の依

料を振り込ませたというのであるから、強制執行妨 貸人の地位を移転したかのように装って、事情を知 生じなく客観的に犯罪に該当しないのではないか の影響も及ぼさないから、強制執行妨害の危険すら 権者の物上代位に基づく賃料債権の差押にはなんら 賃貸人の地位の移転が真実か仮装かを問わず、抵当 平一〇・二・一〇判例時報一六二八号)。したがって、 えることができる(最判平一〇・一・三〇および最判 権の物上代位として、譲渡後の賃料債権を差し押さ 者に移転し、賃料債権を譲渡しても、抵当権者は抵当 されているので、建物所有者が賃貸人の地位を第三 匿の対象とされた財産は「賃料債権」であるところ り、以下の法律上の争点がある。①本件公訴事実で隠 判における弁護人の意見陳述が明らかにしたとお かに存するが、事実認定上の争点のほかに、第一回公 頼者に対する指示が適法なサブリースのスキームで らない賃借人をして実体のない会社名義の口座に賃 (不能犯か否か)。②本件公訴事実は、建物所有者が賃 あったのか、それとも違法な「賃料隠し」であったの (検察官の釈明による)、賃貸建物には抵当権が設定

あえて取り上げずに別の機会に譲ることにする。) あえて取り上げずに別の機会に譲ることにする。) なっ 構成になるはずである。犯罪行為である仮装譲いう構成になるはずである。犯罪行為であるので、公務の成否如何)。このように、安田事件の公訴事実は、効の成否如何)。このように、安田事件の公訴事実は、対の成否如何)。このように、安田事件の公訴事実は、対の成否如何)。このように、安田事件の公訴事業が完成しており、免訴となるのではないか(公訴時期の成否という構成になるはずである。犯罪行為である仮装譲渡の行われた時点から公訴時期が完成しては「賃料債権」を「仮装譲渡」したと書罪の主張としては「賃料債権」を「仮装譲渡」したと書罪の主張としては「賃料債権」を「仮装譲渡」したと書

本件の特殊性

のである。安田事件の公訴事実は、要約すると、次のようなも

「被告人は弁護士で、S社の法律・経営相談に従事 でる建物の賃借人に対して有する賃料債権に対する 強制執行を免れる目的で、実体のないA会社名義の 普通預金口座を開設して、賃貸建物の賃借人に対し、 普通預金口座を開設して、賃貸建物の賃借人に対し、 各義の普通預金口座に振込入金するよう指示し、 よって情を知らない賃借人らをしてS社に帰属すべ とって情を知らない賃借人らをしてS社に帰属すべ を賃料を同口座に振込ませ、もって強制執行を免れ る目的で財産を隠匿した(罪数としては二件ある)」。 本件の特殊性は、弁護士の依頼者に対する法的助 言そのものが、共謀共同正犯の理論を媒介にして、刑

のは弁護士の法的な助言そのものなのである。 に該るとされている点にある。弁護士の積極的行為、 に該るとされている点にある。弁護士の積極的行為、 とは疑いがないが、本件においてはこうした弁護士とは疑いがないが、本件においてはこうした弁護士とは疑いがないが、本件においてはこうした弁護士のは疑いがないが、本件においてはこうした弁護士のは疑いがないが、本件においてはこうした弁護士の法が、本件においてはこうした弁護士の法的な助言そのものなのである。

ことが求められているにすぎない顧問弁護士の場 問契約によってその依頼者のために法的助言をする である会社との間に特別な利害関係がなく、単に顧 社の顧問弁護士の地位にあったにすぎない。依頼者 利用して特定の犯罪を実行する点に正犯性を認める などと果たしていえるのであろうか? 合、その法的助言をもって共同意思の形成があった ことができる。しかし、本件の場合、安田弁護士はS 体を形成し強制執行妨害をする場合などを想定する に就任する例で、他の役員らと共謀して共同意思主 弁護士が弁護士会の許可を受けてある会社の取締役 主体」の形成が必要不可欠となる。弁護士が企業体の 根拠があるから、犯罪が成立するためには「共同意思 同意思の下に一心同体となって互いに他人の行為を 員として共同意思主体を形成する場合としては 共謀共同正犯とは、周知のとおり、複数の人間が共

弁護士とが「一心同体」となって「共同意思主体」を形な影響を及ぼすことはありうるとしても、依頼者とことであるが、弁護士の助言が依頼者の判断に大き実際に顧問弁護士の立場にある者であれば自明の実際に顧問弁護士の立場にある者であれば自明の

を通常の法律相談業務である以上、共通した原理でるからである。これは、顧問契約があろうとなかろうとして選択された行為の責任は依頼者本人に帰属すたく独立してなされるものであり、あくまでも、結果す法的助言と依頼者のなす実行行為の判断とはまっ成することは通常ありえない。なぜなら、弁護士のな成することは通常ありえない。なぜなら、弁護士のな

り、弁護士の法的助言にも固有の行為規範の適用が 為が厳然として存在するからである。後述するとお が対依頼者との関係において十分なものであったか 事項に対し、法律の専門家として法的助言をするこ を否定しかねない危険性をはらんでいるのである は、弁護士という独立した法的助言者としての地位 意思主体の形成を顧問弁護士の地位に求めている点 為規範である。したがって、本件公訴において、共同 責任とは切り離された弁護士という職業に固有の行 行為規範とは別の次元のものであり、依頼者の行為 あるが、それは現実の行為を選択した依頼者本人の ことは許されない。その間には、依頼者本人の判断行 実にとった行為と弁護士の法的助言とを同一視する あっても、助言はあくまでも助言であり、依頼者の現 否かという誠実義務の履行の有無が問われることは とを本来的職務としている。それゆえ、その助言内容 弁護士は、民事・刑事を問わず、依頼者からの相談

弁護士と依頼者間の秘匿特権

弁護士についても刑法をはじめとする一般的行為

て国家の強制権から保護されているからである。 を行為規範に違反する場合、たとえば、禁制品を保管 を行為規範に違反する場合、たとえば、禁制品を保管 するとか、罪証隠滅の指示をするとかの行為が、犯罪 であり、その秘密は弁護士の法的な助言そのものを取り上 とにはよほど慎重でなければならない。なぜなら とにはよほど慎重でなければならない。なぜなら とにはよほど慎重でなければならない。なぜなら とにはよほど慎重でなければならない。なぜなら とにはよほど慎重でなければならがを問題にするこ とにはよほど慎重でなければなら が、犯罪 であり、その秘密は弁護士の守秘義務によって保護 であり、その秘密は弁護士の守秘義務によって保護 が、犯罪

国家的利益よりも優越する場合を法は承認している国家的利益よりも優越する場合を法は承認している。換言すれた。自相究明というのではなく、秘密の保持(秘密を取け、真相究明という刑事司法の目的が常に他の利益は、真相究明という刑事司法の目的が常に他の利益は、真相究明という刑事司法の目的が常に他の利益は、真相究明というのではなく、秘密の保持(秘密を取け、真相究明というのではなく、秘密の保持(秘密を取け、真相究明というのではなく、秘密の保持(秘密を取け、真相究明というのではなく、秘密の保持(秘密を取け、対域の関係を表しているのではなく、秘密の保護人の押収拒絶権や同法との関係を表しているのでは、対域の関係を表しているのでは、対域の関係を表している。

て説明しよう(フリードマンの難問につき、中村治朗とになる。フリードマンの難問の第三問を例にとっものであるが、この領域への国家権力の介入を許すものであるが、この領域への国家権力の介入を許すを旧事件は、まさに、守秘義務に裏づけられた秘匿安田事件は、まさに、守秘義務に裏づけられた秘匿

のである

「弁護士自身、自らの法的助言の結果、依頼者の違して(上)」判例時報一一四九号一七頁以下参照)。「弁護士倫理あれこれ――アメリカの議論を中心と

場合、その法的助言を差し控えるべきか否か」。法行為を誘発するのではないかと考えられるような

ある。 業務行為であり、その助言を契機とする依頼者自身 に基づくからといって弁護士の責めに帰することは がなされたとしても、その原因が弁護士の法的助言 果、実現された依頼者の行為としては、適法行為の場 これが一般的なフリードマンの難問に対する回答で とはないし、また問われるべきではないからである。 の選択の結果に対して、弁護士は責任を問われるこ できない。弁護士の法的助言そのものは適法な正当 合と違法行為の場合がありうるが、仮に後者の選択 依頼者本人の自己決定権に委ねられている。その結 その助言に基づいて、いかなる行為を選択するかは あっても、それを助言しなければならないのであり ある以上、結果的に違法行為を誘発する可能性が き職業上の義務がある。弁護士とは法的な専門家で のかについての法律上の助言とその効果を説明すべ 実義務であるから、何が適法であり、何が違法である この場合の弁護士の行為規範は依頼者に対する誠

を依頼者本人に委ねた場合の両方がありうる。前者と誠実義務の履行として適法な法的助言をして決断着目するならば、違法行為を積極的に指示した場合違法行為が出現していても、弁護士の助言の実際にそうすると、外側から見た場合、依頼者による同じ

さと危うさがあり、法的助言のあり方は刑事罰にな である。ここに、弁護士の法的助言そのものを問題に 犯とされたS社役員らの第一回公判期日における同 うジレンマに立たされるのである(安田弁護士が共 り、守秘義務の履行として黙秘せざるをえないとい べきとされる実質的な根拠がある。 じまず、むしろ、弁護士倫理の問題として議論される して犯罪と正当業務行為の線引きをすることの困難 般に対する国民の信頼を否定することにつながるの 護士と依頼者間の秘密を侵害し、秘密を扱う業務一 人らの罪状認否まで黙秘をした理由はここにある)。 義務があるので、その義務の解除がなされないかぎ におかれる。しかし、弁護士には依頼者に対する守秘 な虚偽供述をした依頼者を弾劾せざるをえない立場 士は自らの冤罪を晴らそうとすれば、自己に不利益 い。依頼者の虚偽供述の結果、教唆犯に問われた弁護 者の側の虚偽供述が誘発される危険性は払拭されな 述に依拠して犯罪を立証しようと努めるので、依 守秘義務があることから、もっぱら依頼者の側の供 侵害せざるをえない。捜査機関は、弁護士に職業上の ためには、必然的に、弁護士と依頼者間の秘匿特権を であるが、国家が実際に前者を犯罪として証明する を犯罪、後者を正当業務行為と区別することは可能 秘匿特権への国家権力の介入は、結局のところ、弁

債務者側の代理人の行為規範

弁護士が、一般的に強制執行の予想される状況の

下で債務者側の代理人として法的助言を求められる 場合は決して珍しくはない。弁護士であれば誰でも 場合は決して珍しくはない。弁護士であれば誰でも だ、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 であり、現実にそうしている。そして、その助言に基 が、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 は、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 は、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 は、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 は、犯罪となりうる場合をも含めて依頼者の自己決 であり、現実にそうしている。そして、その助言に基 であり、現実にそうしている。そして、その助言に基 でき、いかなる行為を選択するかの決定権はあくま でも依頼者本人に委ねられている。

ように調和させるべきか? ま義務の履行という行為規範の両者を弁護士はどの対する誠実義務の履行として当然の帰結である。し対する誠実義務の履行として当然の帰結である。し対する誠実義務の履行として当然の帰結である。し対ないという行為規範と弁護士の依頼者にすべき責務を負っている。これは弁護士の依頼者に違反しない限度で、債務者側の利益を最大限に実現違、債務者側の代理人となった弁護士も、刑法に通常、債務者側の代理人となった弁護士も、刑法に

執行に支障が生じても、刑法上の強制執行妨害罪は 称者において将来の強制執行を予想しつつも「真実 六三七頁)である。同判決の基本にある考え方は、債 二・一一八(高等裁判所刑事判例特報四巻二三号 二・一一の 高等裁判所刑事判例特報四巻二三号 その両者の限界を画しているのが大阪高判昭三

成立しないとするものである。自由競争を前提とす 成立しないとするものである。自由競争を前提とす な資本主義社会においては、日常茶飯事的に、債権者として存続していくべきかを考える自由は当然にあ り、必ずしも、債権者に対する優先弁済だけが第一義 的な行為規範というわけではないからである。債務 的な行為規範というわけではないからである。債務 的な行為規範というおけではないからである。債務 が、必ずしも、債権者に対する優先弁済だけが第一義 が、必ずしも、債権者に対する優先弁済だけが第一義 が、実践に移されている。安田弁護士のS社に対する が、実践に移されている。 自由競争を前提とす ボース 構想の助言も、正しくこの行為規範に サブリース構想の助言も、正しくこの行為規範に サブリース構想の助言も、正しくこの行為規範に 対づり マス は は いって なされているのである。

弁護士は不要となるのである。

現人の行為規範であるとすれば、もはや債務者側のはよ」と助言するほかなくなるが、これは、法が予定せよ」と助言するほかなくなるが、これは、法が予定が、債務者の代理人弁護士はただ「強制執行を甘受的に強制執行が予想される場合には許されないとすのに強制執行が予想される場合には許されないとす

状況」を設け、処罰が不当に拡大しないように配慮さ件「現実に強制執行を受けるおそれのある客観的なのであるから、刑事罰の謙抑性の要請が働き、解釈論のであるから、刑事罰の謙抑性の要請が働き、解釈論という国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を守る犯罪とされているが、そのという国家的法益を対しているが、

えしているのである。

こうした強制執行をめぐる実務および法解釈を前というの〇名近い弁護士が署名をしている)。

せられた挑戦と受け止めているのである。皆、弁護士としての業務それ自体が危機に瀕していち、安田事件に支援を表明している全国の弁護士は、安田事件に支援を表明している全国の弁護士は、

(むらおか・けいいち/札幌弁護士会)

į,